

# AI開発原則・利活用原則の事業者による実施とコーポレート・ガバナンス

小塚莊一郎

(学習院大学法学部教授)

1. 問題の所在
2. AI原則実施のためのアプローチ
3. コーポレート・ガバナンス論とAI原則
4. AI取引契約関係のガバナンス
5. 保険によるリスク管理とガバナンス
6. 結 語

# 1. 問題の所在

# AI原則に関する現在の課題

- 人間中心のAI社会原則・AI開発原則・AI利活用原則（以下では「AI原則」と総称）——実装されなければ意味がない
    1. AI原則を多くの事業者（開発事業者・利用事業者）が受容
    2. AI原則を受容した事業者における実施の確保  
(cf.) ISO等の認証を受けながら環境被害を発生させた事例
  - EU White Paperは“Ecosystem of excellence”と呼ぶ
- （例）「AI美空ひばり」の場合
- 視聴者に賛否両論が出たことが話題になったが、・・・
  - そもそも「決定権」と「責任」の所在は？
    - 「皆で決めた」「全員が納得できるまで話し合った」はガバナンスの不存在ではないか？

## 2. AI原則実施のためのアプローチ

# 会社法における受け皿

- AI原則の受容は、会社法ではどのレベルの問題なのか？
  - コンプライアンス
  - 内部統制システム(リスク管理体制)
  - コーポレートガバナンス
  - CSR(企業の社会的責任)
- 「原則」=法令ではないという観点からは、CSRと整理されやすい
  - BCP(事業継続計画)も、CSRとして整理している(CSR報告書、統合報告書に記載する)会社が多い
- 最近の動き: ESGはCSRとどこが違うのか——E(環境)とS(社会)がG(ガバナンス)により統合されている点の重要性

# 政策論として見たAI原則実施の確保

- 集団における選択: exit (退出), voice (抗議), loyalty (忠誠)
- 政策論としては、
  - Exit: 市場の競争を通じた選別
    - 商品・サービスの市場、労働力市場、調達市場etc
  - Loyalty: 法令による義務づけ
- EU White Paperの提案
  - High riskのAI商品とnon high riskのAI商品を区別
  - High risk商品——regulatory framework: 規制により義務づけ(loyalty)
    - 事前の義務的ナリスク検証(事業者の体制)と事後の規制(当局による執行)
  - Non high risk商品——labelling: 任意の認証＝商品市場を通じた選別(exit)

# 日本における状況

- AI原則の実施を規制(=法制)化することは、high riskのAI商品に限定しても、おそらく困難
- 事業者の側で、コーポレートガバナンスの問題として位置づけ、取締役の注意義務に含めて考えることは可能ではないか？
  - AI原則の一部は基本的人権・法令上の義務に対応——コンプライアンスとしての側面
    - プライバシー、差別禁止(公平性)、製品安全(セキュリティ)
  - その他の原則は、社会の基本的価値(「人間中心」)へのコミットメント  
(cf.) ESG の s (social) に該当



# 3. コーポレート・ガバナンス論とAI原則

# 事業者にとってのAI原則

- AI原則は事業者にとって単なる負担(コスト要因)か？
  - ① AIに対する消費者・ユーザーの信頼が、技術革新を促進(EU White Paperの論理)——窮極的には、事業者の利益と合致
    - 「AIに対する信頼」が全般的なものである場合、原則を遵守しない事業者のフリーライドが可能ではないか？
  - ② 社会的価値を無視したAI開発が、人々の権利の空洞化、自由や自律の基盤を揺るがす——経済学にいう外部性(externality)が発生
  - ③ 法・権利の枠組になじまない「不利益」「不便さ」に「原則」で対応

# ESGの考え方との対比

- ESGに関し、日本で主流の考え方——①(窮極的には会社の利益に影響)
  - コーポレートガバナンス・コード(改訂)「サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部」(補充原則2-3①)
  - スチュワードシップコード(改訂)「(環境・社会ガバナンス)要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないか」(改訂にあたって)

(cf.) 従来のCSRの考え方: 企業の利益の外(「余力」)の範囲で②(企業活動の外部性)に対処——「三方よし」

# ESGの考え方との対比

- 最近の世界的な動き——②(外部性の限度で株主利益主義を修正)
  - 英国:2015現代奴隷法(一定規模以上の会社に「奴隷状態・人身売買に関する年次報告」を義務づけ——開示を利用した外部性の修正)
  - フランス:2017企業注意義務法(一定規模以上の会社に、「人権・自由、人の健康と安全、環境」に関する計画策定を義務づけ——注意義務 (due diligence) を利用した外部性の修正)
  - 米国:2019ビジネスラウンドテーブル「会社の目的に関する声明」(株主の長期的利益とともに、ステイクホルダー(顧客・従業員・サプライヤー・コミュニティ)の利益にコミット)
- ②の視点は、法規制によらずとも実現可能(米国の例)

# 最近の動向の背景

- (短期的な)株主利益至上主義への批判
  - 2008のリーマン・ショック(世界金融危機)が一つの契機
    - 本来、株主利益の強調は経営者の統制原理——株主利益の最大化(まして株価の最大化)は法的な規範ではないはず
  - 日本の場合、タイムラグがあるためわかりづらい
    - 2010年代に入って「日本型経営の見直し＝株主利益の重視」を進めるコーポレートガバナンス改革が進行
  - 社会的によいこと(public good)を実現するための企業への動機づけ
    - COVID-19対応の自粛要請などとも共通
- 地球環境問題に対する学際的アプローチ(Transdisciplinary approach)
  - 自然科学と経営学を中心として、地球環境問題(サステナビリティ)に取り組むため、学問領域を超え、かつ実務と理論を統合する実践

# 「法」ではない「原則」の規律

- AI原則が「法」ではない理由

- 法＝権利義務の体系、主体（個人・法人）への帰属が必須

- 近代法では、主体の自律性を擬制（現代法はそれを修正したが否定してはいない）

- AIの不適切な開発・利用による不利益、不便さ——個々の主体の権利に還元できないものが含まれる

- （例）適正学習の原則：ユーザー（最終利用者）は、「適正学習されたデータを使うよう求める権利」を持つか？

- 解決策：ガバナンス（voiceによる公共選択）

- ガバナンスメカニズムとしての透明性＋アカウンタビリティ

- ガバナンスの指針としてのAI原則

- （cf.）「ソフトな規律」と言うだけでは不十分——1980年代の中間組織論の反省

# 4. AI取引契約関係のガバナンス

# サプライチェーンの問題

- AI開発におけるサプライチェーン
  - AI利用者(商品・サービス提供者)にとってのAI開発者
  - AI開発者も教師データ作成などを外注
- 最近のESGの議論は、会社単体だけではなくサプライチェーンも対象
  - 2015 英国奴隷法
  - 2017 フランス企業注意義務法
- サプライチェーン＝他の事業者との契約関係→「契約のガバナンス」を考える必要性



# 契約関係のガバナンス

- AI原則を実現するための契約条項（基本取引契約書などに明記）
  - AI原則（場合により、その一部）の実施義務
  - AI原則の実施状況を確認するための調査権
    - 調査の主体？発注部局だけか、発注者の内部監査部門や監査役・監査等委員・監査委員にも外注先への監査を認める契約条項はあり得るか？
  - 違反が認められた場合のサンクション——契約解除権を含む
- 他方で、会社内とは異なる配慮も必要
  - 下請法
  - 定型約款の規制（平成29年改正民法）
  - 海外事業者の場合、現地の法規制（準拠法と強行法規の問題）

# 5. 保険によるリスク管理とガバナンス

# 保険とリスク管理

- 保険(それ自体)はリスクを低減しない——リスクの分散・移転のみ
  - 保険契約によって被保険者の行動が変わればリスク抑制の可能性あり
- 自ら抑制できないリスクの管理には保険が有効
  - (例) AI製品の機能不十分: 保険商品として設計可能 (first party 保険)
  - (例) 第三者の行動によるAI製品の不具合リスク (サイバーセキュリティ保険など。first party 保険)
- リスク管理を行った上でなお残る残存リスクについても保険が有効
  - (例) AI開発者が利用者に対する責任を付保 (third party liability (TPL) 保険)
  - (例) 外注先に起因するAI製品の不具合リスク (first party, TPLともあり得る)
  - この場合、「リスク管理を行った」ことが前提条件に

# 保険給付の前提条件

- 被保険者の所定の行動を保険給付の条件とする契約条項
  - (例)火災保険における火災報知機の設置
    - 日本の保険法には規定がなく、告知義務＋免責事由(保険者免責＝保険金支払の拒絶)で対応
    - 国際的には、イングランド法のwarranty, condition precedentなど
- AIリスク関連の保険の場合、AI原則の実施が前提条件とされる可能性あり
  - 被保険者におけるAI原則の実施
  - AI開発者、外注先等におけるAI原則の実施
- 実施状況を保険者はどのように確認するのか？
  - 告知義務で対応するとしても、具体的な事案における立証の困難性

# 6. 結 語

# まとめと期待

- AI原則の実施を確保するためにはガバナンス(仕組み)が必要
- AIの開発者、利用者である企業では、
  - 取締役の注意義務として、AI原則の実施の仕組みを構築する義務が含まれるのではないか
    - ESGに関して、企業活動の外部性を是正することが義務とされる傾向にあることに注意
    - AI原則も、社会の基本的な価値を守ることが趣旨なのでS (social)に該当する
  - AI原則実施のガバナンスは、外注先(サプライチェーン)との契約関係にも及び得る
  - 保険の利用も、前提条件として適切なリスク管理＝ガバナンスの仕組み構築が前提
- 以上のように言えるとすれば、「AI原則実施のためのガバナンス」の参考例となるような実例が早期に現れることが望まれる